



# 保全レター 四国

四国地方整備局営繕部 保全指導・監督室

## もくじ

1. 令和4年度四国地区官庁施設保全連絡会議の開催結果
2. 令和4年度保全実態調査の結果報告（四国版）
3. 「国家機関の建築物等の保全の現況（令和5年3月）」の公表、  
「保全パンフレット」の更新
4. 令和5年度保全実態調査（ご協力のお願い）
5. 令和5年度官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）操作説明会
6. 建築基準法施行令の一部改正
7. 令和5年度建築保全業務労務単価
8. トピック「今治港湾合同庁舎」の完成

## 1. 令和4年度四国地区官庁施設保全連絡会議の開催結果

「令和4年度四国地区官庁施設保全連絡会議」を四国4県にて開催しました。各会議の後半には現地実施を行い、実際に会場の庁舎を回り、支障がない状態の確認方法を説明しました。WEBにてライブ配信の試行を行い、会場の方やWEB参加の方にもご覧いただきました。令和4年度は82官署、計102名の方にご参加いただきました。ご多用のところご参加いただき、ありがとうございました。

### ■開催日時及び出席者数

高知	11月 8日	出席者数	20名(対面17名、WEB 3名)	官署数	17
愛媛	11月21日	出席者数	17名(対面15名、WEB 2名)	官署数	14
香川	11月30日	出席者数	49名(対面23名、WEB26名)	官署数	38
徳島	12月 7日	出席者数	16名(対面12名、WEB 4名)	官署数	13
		計	出席者数102名(対面67名、WEB35名)	官署数	82



また、アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

紹介する意見は一例ですが、ご意見を踏まえ令和5年度以降の保全連絡会議を検討していきます。

■ 主なご意見

- ・現地実習のライブ配信とてもありがたかったです。
- ・現地実習について、とてもイメージがしやすく参考になりました。
- ・経験値等が必要だと思うので、定期的な教養の場等を提供してほしい。
- ・根拠法令により、点検項目、点検周期が異なり、また、点検項目が多いため、事務を行う上で煩わしいと感じています。このような会議の機会があり大変助かっています。

## 2. 令和4年度保全実態調査の結果報告（四国版）

各省各庁の施設保全をご担当の皆様には、令和4年度の保全実態調査にご協力いただき、ありがとうございました。保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態を把握し適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、すべての国家機関の建築物等に対して実施しています。今回は、四国地方整備局管内の保全実態調査について報告します。

■ 四国4県の官公法及び建築基準法に基づく定期点検の実施状況

点検周期について建築物は3年以内毎ですが、昇降機、建築設備は毎年点検する必要がありますので、ご注意ください。

	全体(庁舎、宿舎等)		
	敷地及び構造	昇降機	建築設備
点検等対象 施設数[A]	426 (428)	107 (107)	421 (424)
うち点検等 実施数[B]	426 (428)	107 (107)	419 (424)
実施率%B/A]	100.00% (100.00%)	100.00% (100.00%)	<b>99.53%</b> <b>(100.00%)</b>
未実施数	0 (0)	0 (0)	<b>2</b> <b>(0)</b>

※表中の( )内の数値は昨年度を示す。庁舎は200m<sup>2</sup>以下、宿舎は100m<sup>2</sup>以下の施設を除く。

■ 四国4県の中長期保全計画の作成・更新状況

中長期保全計画は、5年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後やその必要があるときは見直ししてください。

	全体(庁舎、 宿舎等)		全体(庁舎、 宿舎等)
作成対象 施設数[A]	504 (507)	更新対象 施設数[A]	502
作成完了 施設数[B]	504 (507)	更新完了 施設数[B]	488

作成率[B/A]	100.00% (100.00%)	更新率[B/A]	97.21%
未作成 施設数	0 (0)	未更新 施設数	14

※表中の( )内の数値は昨年度を示す。

■ 四国4県の点検記録の作成・更新状況

	全体(庁舎、 宿舎等)		全体(庁舎、 宿舎等)
作成対象 施設数[A]	504	更新対象 施設数[A]	502
作成完了 施設数[B]	504	更新完了 施設数[B]	498
作成率[B/A]	100.00%	更新率[B/A]	99.2%
未作成 施設数	0	未更新 施設数	4

※庁舎は 200m<sup>2</sup> 以下、宿舎は 100m<sup>2</sup> 以下の施設を除く。

■ 四国4県の修繕履歴の作成・更新状況

	全体(庁舎、 宿舎等)		全体(庁舎、 宿舎等)
作成対象 施設数[A]	504	更新対象 施設数[A]	502
作成完了 施設数[B]	504	更新完了 施設数[B]	498
作成率[B/A]	100.00%	更新率[B/A]	99.2%
未作成 施設数	0	未更新 施設数	4

※庁舎は 200m<sup>2</sup> 以下、宿舎は 100m<sup>2</sup> 以下の施設を除く。

各施設の個別施設計画(「中長期保全計画」、「保全台帳(点検や修繕履歴等を記録する台帳)」)については、各府省で策定するインフラ長寿命化計画(行動計画)で設定した目標年度内に更新できるよう取組を更に進める必要があります。

## ■ 四国4県の総評点

「B:概ね良好」とされた施設においては、「保全の体制・計画」の評点が低い結果となっています。保全体制、保全計画、記録等の整備は、その必要性が浸透しているといえますが、まだ未整備の施設があります。メンテナンスサイクルを確立するため、引き続き着実に取り組む必要があります。施設の状況は、特に外壁の状況、家具の転倒防止対策、漏水の状況、設備機器の状態について改善が必要な施設が多数見受けられます。安全性の確保に関する対策を優先して、引き続き施設状況の改善に努める必要があります。

区分	全体(庁舎、宿舎等)				
	(全体)	「A:良好」とされた施設 総評点が80点以上	「B:概ね良好」とされた施設 総評点が60点以上80点未満	C:「要努力」とされた施設 総評点が40点以上60点未満	「D:要改善」とされた施設 総評点が40点未満
該当施設数	504	499	5	0	0
該当施設数(割合)		99.01%	0.99%	0.00%	0.00%
評価項目別平均点	①保全の体制・計画	99.05	99.28	60	
	②点検等の実施状況	99.56	99.55	94.28	
	③施設の状況	91.71	91.82	72.5	
総評点の平均(①～③の平均)	96.76	96.97	75.62		

### 3. 「国家機関の建築物等の保全の現況(令和5年3月)」の公表、「保全パンフレット」の更新

令和4年度の全国の保全実態調査結果を分析・評価したものとして「国家機関の建築物等の保全の現況」を国土交通省ホームページで公表しておりますのでご覧ください。

ホーム>政策・仕事>官庁営繕>官庁施設の保全>国家機関の建築物等の保全の現況

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk3\\_000005.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html)

保全パンフレット「施設保全責任者のための官庁施設の保全」、「国家機関の建築物等の点検」、「支障がない状態の確認」を令和5年版に更新し、国土交通省ホームページで公表しておりますのでご覧ください。

ホーム>政策・仕事>官庁営繕>官庁施設の保全 右側各種パンフレット

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000046.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000046.html)

#### 4. 令和5年度保全実態調査（ご協力のお願い）

保全の実態を把握するため、令和5年度保全実態調査を下記日程で実施しますのでご協力をお願いします。

##### 令和5年度の保全実態調査

■調査方法 官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)(<https://bimms-n.mlit.go.jp/>)にアクセスし、調査票を入力

##### ■調査票入力期間

第1グループ（裁判所、内閣府、法務省、国土交通省、環境省、防衛省）  
令和5年5月22日（月）から7月28日（金）

第2グループ（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）  
令和5年6月5日（月）から8月10日（木）

BIMMS-N で報告後に修正等ございましたら保全指導・監督室までご連絡ください。

調査内容を確認の上、保全実地指導対象となる施設を決めますので、ご協力をお願いします。

#### 5. 官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)操作説明会

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)操作説明会を6月に開催予定です。

今後、各官署あてに関係資料を送付するとともに、説明を希望される官署には、対面式及びWEB会議システムを利用した対応を予定しております。



#### 6. 建築基準法施行令の一部改正（令和5年2月10日政令第34号 令和5年4月1日から施行）

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（国土交通省）抜粋

##### 2 建築物の維持保全に関する計画の作成等を要する建築物等の範囲の拡大

(一) 建築物の維持保全に関する計画の作成等を要する建築物の範囲を、事務所等の用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が3以上で延べ面積が200平方メートルを超えるものとすることとした。（第一三条の三第二項関係）

(二) 特定行政庁による勧告の対象となる建築物の範囲を、事務所等の用途に供する建築物（建築基準法（以下「法」という。）第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が3以上で延べ面積が200平方メートルを超えるものとすることとした。

（第一四条の二第二号関係）

## 7. 令和5年度建築保全業務労務単価

「令和5年度建築保全業務労務単価」について令和4年12月9日に公表されましたが、昨今の賃金動向を適切に反映するため、令和5年2月14日に見直しが行われています。

リンク先:国土交通省ホームページ(建築保全業務労務単価)

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001587608.pdf>

### 建築保全業務労務単価

建築保全業務労務単価は、国土交通省官庁営繕部が毎年度実施している建築保全業務労務費の調査に基づいて作成しています。

本単価は、各省各庁の施設管理者が、**建築保全業務共通仕様書**を適用する業務に関し、**建築保全業務積算基準**及び**建築保全業務積算要領**により官庁施設の建築保全業務に係る費用における直接人件費を積算するための参考単価です。

また、本単価は積算要領に掲げる技術者区分に応じて作成しています。

	保全技師・保全技術員等日割基礎単価											
	保全技師Ⅰ		保全技師Ⅱ		保全技師Ⅲ		保全技師補		保全技術員		保全技術員補	
	単価	対前年度比	単価	対前年度比	単価	対前年度比	単価	対前年度比	単価	対前年度比	単価	対前年度比
平成31年度	20,800		19,800		21,200		17,400		16,700		14,400	
令和2年度	21,500	1.034	20,400	1.030	21,900	1.033	17,900	1.029	17,200	1.030	14,900	1.035
令和3年度	21,900	1.019	20,700	1.015	22,300	1.018	18,200	1.017	17,500	1.017	15,100	1.013
令和4年度	23,000	1.050	21,800	1.053	23,400	1.049	19,200	1.055	18,400	1.051	15,900	1.053
令和5年度	24,000	1.043	22,700	1.041	24,400	1.043	20,100	1.047	19,200	1.043	16,600	1.044
	清掃員日割基礎単価						警備員日割基礎単価					
	清掃員A		清掃員B		清掃員C		警備員A		警備員B		警備員C	
	単価	対前年度比	単価	対前年度比	単価	対前年度比	単価	対前年度比	単価	対前年度比	単価	対前年度比
平成31年度	11,600		9,300		8,400		14,200		12,100		10,700	
令和2年度	12,100	1.043	9,700	1.043	8,800	1.048	14,700	1.035	12,500	1.033	11,100	1.037
令和3年度	12,300	1.017	9,900	1.021	9,000	1.023	15,000	1.020	12,800	1.024	11,300	1.018
令和4年度	12,900	1.049	10,400	1.051	9,400	1.044	15,600	1.040	13,300	1.039	11,800	1.044
令和5年度	13,900	1.078	11,100	1.067	10,100	1.074	16,300	1.045	13,900	1.045	12,300	1.042

## 8. トピック「今治港湾合同庁舎」の完成

### 施設概要

入居官署：今治海上保安部、今治税関出張所、今治海事事務所

所在地：愛媛県今治市片原町 1-3-2

敷地面積：2,599.96 m<sup>2</sup>

構造規模：鉄筋コンクリート造3階建て

建築面積：972.16 m<sup>2</sup>

延床面積：2,590.55 m<sup>2</sup>

### 設計コンセプト

・今治市みなと再生事業に配慮した施設づくり

建設地は「今治市みなと再生事業」の計画範囲であり、周辺建物との調和及び市街地側だけでなく、海側からの景観形成にも配慮した施設としています。

門扉や塀を設けないなど「海のコンコース」との連続性や港湾地区で行われるイベントに配慮した外構計画としています。



